

平成26年9月30日
株式会社名古屋証券取引所
自主規制グループ

株券上場廃止基準に定める「債務超過」の猶予期間入り銘柄

下記のとおり、「債務超過」に係る猶予期間に入ることとなりますので、お知らせします。

記

1. 銘柄 (株)ノア 株式
(コード：3383、セントレックス)
2. 猶予期間 平成26年7月1日～平成27年6月30日
3. 理由 本日同社が提出した有価証券報告書の貸借対照表において、事業年度の末日（平成26年6月30日）に債務超過の状態であることが確認されたため（株券上場廃止基準第2条の2第1項第4号）

※上記猶予期間経過後に提出される有価証券報告書により、債務超過の状態を解消したか否かを認定の上、上場継続（猶予期間解除）又は上場廃止を決定することとなります。

※同社株式は、「合併等による実質的存続性の喪失」に係る猶予期間（平成23年1月27日から平成26年6月30日）の最終日までに、新規上場審査基準に準じた基準に適合することが確認できなかったため、平成26年7月1日より監理銘柄（確認中）に指定されております。

以 上